

南アが大量虐殺の罪でイスラエルを ICJ に提訴

南アフリカはガザに対するイスラエルの軍事侵略の即時停止を含む、緊急の暫定措置を出すよう国際司法裁判所（ICJ）に求めた。

タヌプリヤ・シン 記

ピーブルズ ディスパッチ 2023 年 12 月 30 日

[South Africa takes Israel to ICJ for crime of genocide in Gaza : Peoples Dispatch](#)

提訴は、ガザ地区に対するシオニスト占領軍の砲撃開始から 84 日目となる 12 月 29 日に提出された。84 ページの訴状は

「イスラエルによる行為と不作為は...パレスチナの民族的、人種的、民族的集団の相当部分の破壊をもたらすことを意図しているため、大量虐殺的な性格を有している」「問題の行為には、ガザでパレスチナ人を殺害し、深刻な身体的・精神的被害を与え、身体的破壊をもたらす生活条件を課したことが含まれる」とのべている。

訴状に詳述されているこれらの条件には、家屋や居住地域の大規模な破壊とともに、家屋からの追放や集団移住、適切な食料、水、医療、住居、衛生、公衆衛生の剥奪、「ガザに住むパレスチナ人の生活の破壊」、「パレスチナ人の出産を阻止することを意図した」措置の実施が含まれている。

イスラエルが 10 月 7 日に攻撃を開始して以来、ガザでは 21,500 人以上のパレスチナ人が殺害された。さらに 7780 人が行方不明と報告されており、瓦礫の下に埋もれて死亡したと推定されている。ガザの人口の 85%にあたる 190 万人以上が家を追われている。

「パレスチナ人の家族の死亡率は、ガザの医療関係者が『負傷した子ども、生存する家族なし』という意味の新しい頭字語 WCNSF を作らなければならないほどであり、子供にとってはどこにも死があり、安全な場所はどこにもない」と訴状はのべている。

国際司法裁判所（ICJ）は、国家間の紛争を裁く国連の最高司法機関であり、

国際刑事裁判所（ICC）とともにハーグに本部を置いている。

国際刑事裁判所（ICC）には11月、南アフリカ、バングラデシュ、ボリビア、コモロ、ジブチが「パレスチナ情勢」を付託し、カリム・カーン主任検察官に対し、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドの実行を調査するよう求めていた。イスラエルはICCを設立したローマ条約の締約国ではないものの、国連加盟国としてICJの管轄下にある。

また、イスラエルと南アフリカはともにジェノサイド条約の締約国であり、同条約の第9条には、締約国間の紛争はICJに提出されなければならないと規定されている。

専門家たちは、イスラエルの攻撃開始から数日で、ジェノサイドの典型的な事例が展開されかねないと警鐘を鳴らし始めていた。

意図の立証

ジェノサイドの犯罪防止及び処罰に関する1948年条約では、ジェノサイドは「民族、民族的、人種的又は宗教的集団の全部又は一部を破壊する」意図をもって行われる行為と定義されている。

この意図とは「精神的要素」のことであり、ガザにおける「殺戮、傷害、強制退去、破壊のレベルと封鎖が組み合わさったとき、展開し継続するジェノサイドの証拠となる」。

訴状には、この意図にかかわる記述が7ページにわたって記述されており、その中には、イスラエルのネタニヤフ首相が、パレスチナ人を「血に飢えた怪物」「闇の子供たち」などと人間扱いしない表現を繰り返していることが含まれている。また、アイザック・ヘルツォグ大統領の発言も記録されており、彼は「責任があるのは向こうの民族全体だ……我々は彼らの背骨を打ち砕くまで戦う」と述べた。

ヨアヴ・ギャラン国防相は10月9日、「ガザの完全包囲」を宣言し、イスラエルは「人間の動物」と戦っていると付け加えた。アヴィ・ディヒター農業大臣ら他の政府高官も、イスラエルは「ガザ・ナクバを展開する」と表明していた。

訴状には、イスラエル軍の高官、報道官、顧問による発言も同様に詳細に記さ

れており、その中にはハマスと ISIS を比較した発言も含まれている。イスラエルの国家安全保障会議の元代表で国防相顧問のギオラ・エランドは新聞に寄稿して、ガザの人々には「留まって飢えるか、離れるかの 2 つの選択肢がある」ことを伝えるべきだ、ガザに「深刻な人道危機」を作り出し、「人間が存在できない場所」にするべきだと書いた。

イスラエル軍の航空作戦グループ長ギラッド・キナナは 10 月 28 日、「目標は明確だ-ハマスの手が触れたものすべてを破壊することだ」と述べた。

訴状にはさらに、国連の専門家が 10 月中旬以降、パレスチナ人民の「大量虐殺の重大な危険性」について警告した 7 つの事例が記されている。その中には、「大量虐殺的扇動の増加の証拠、『パレスチナ人民を滅ぼす』というあからさまな意図、ガザやその他のパレスチナ占領地における『第二のナクバ』の呼びかけ、本来無差別的な衝撃を与える強力な兵器の使用、膨大な死者数と生命を維持するインフラの破壊が含まれている。

生活条件の破壊（ココマでチェック済）

民間インフラの破壊によって、「イスラエルによるパレスチナ人の大量強制移住の長い歴史が繰り返えされ、避難民が故郷に帰る現実的な見通し」が妨げられたと、国連専門家は先週警告していた。「ガザにおける強制移住は、ガザのパレスチナ人の物理的な破壊をもたらすように計算された状況で行われているという点で、大量虐殺的である」と、南アフリカの ICJ への申請は述べている。

また、国連安保理決議 2720 がガザの状況に対処できなかったことを指摘している。決議は米国による度重なる遅延の末に可決されたが、停戦の要請が最終的に削除され、元国連職員が「ジェノサイド継続のための青信号」と呼んだ。

国連救済事業庁によれば、ガザの人口の約 40% が飢餓の危機に瀕している。ガザの食糧インフラは、すでに 11 月 16 日に国連世界食糧計画によって「もはや機能しない」と宣言されていた。12 月 21 日に発表された IPC（国際特許分類）の統合食料安全保障フェーズ分類分析では、ガザの人口の 90% が高レベルの急性食料不安に直面していると指摘された。

2024 年 2 月までの飢餓レベルの予測は、IPC が分類した中で最も高い。

「イスラエルは、ガザのパレスチナ人医療制度への執拗な攻撃を通じて、ガザのパレスチナ人に、彼らの破滅をもたらすような生活条件を故意に与えている」と申請書は指摘している。さらに

「イスラエル軍は、病院や医療センターを攻撃し包囲し続け、効果的な機能や設備を維持するために不可欠な電力や燃料を奪い、医薬品や食料、水の供給を妨害し、避難や閉鎖を強要し、事実上破壊し続けている……イスラエルは、ガザにあるパレスチナ人の病院を癒しの場から死の地帯へと変貌させ、『血の海』『死と荒廃、絶望』の光景を作り出している」とのべている。

申請書には、ガザの医療に対する 238 件以上の攻撃が記されている。36 の病院のうち 13、72 の医療センターのうち 18 しか機能しておらず、そのうちのいくつかは「かろうじて」機能している。311 人の医療従事者が殺され、そのうち 22 人は勤務中だった。少なくとも 570 人のパレスチナ人が病院や医療センターで死亡した。重要なスタッフや物資の不足は、「そうでなければ不必要な手足の切断」だけでなく、「麻酔なしの手足の切断」にもつながっている。

妊婦だけでなく子どもたちも深刻な危険にさらされており、麻酔なしで帝王切開を受けさせられたり、安全でない環境で出産させられたりしている。早産は 25～30%増加したと報告されている。

「専門家たちは、病気や飢餓の結果死亡するパレスチナ人の数は、イスラエル軍の攻撃による暴力的な死をすでに上回っている可能性がある」と警告し始めており、UNRWA の避難所では、これまでに 36 万件以上の感染症が報告されている。いる。

重要なのは、ICJ への提出文書に、イスラエル軍は「ガザにおけるパレスチナ人の生活の基盤そのものを破壊している」と記されていることだ。

イスラエルは、家屋、保健・水道インフラ、製粉所、パン屋の破壊に加え、最高裁判所が入るガザの司法庁、100 年前の歴史文書を所蔵するガザ市の中央公文書館を標的にし、同市の公立図書館を破壊し、ガザにある 4 つの大学をそれぞれ攻撃した。

推定 318 のイスラム教とキリスト教の宗教施設が破壊され、歴史的建造物、学習・文化センターや博物館も破壊された。

「イスラエルは、ガザのパレスチナ人の歴史と遺産の物理的なモニュメントを破壊すると同時に、その遺産を形成し創造するパレスチナ人そのものを破壊しようとしてきた」と申請書は述べ、殺害された人々の中に含まれる農民、教師、ジャーナリスト、知識人、医療従事者、映画制作者、芸術家について語っている。

南アフリカは、ジェノサイドの実行と防止と処罰の不履行、その直接的かつ公的な扇動などを挙げ、イスラエルはジュネーブ条約の義務に違反していると指摘。これらの義務に違反する行為や措置を停止しなければならないと ICJ に宣言するよう求めている。

特にイスラエルが「軍事作戦を継続し、エスカレートさせ、さらにエスカレートさせると脅している」ことを考慮し、ジェノサイド条約に基づくパレスチナ人の権利に対する「さらなる、深刻な、回復不可能な被害から守る」ために、暫定的（一時的または阻止的）措置を緊急に示すよう裁判所に求めている。

イスラエルが求めている暫定措置には、ガザにおける、またガザに対する軍事的侵略を直ちに停止すること、ジェノサイド条約第 2 条でジェノサイドと定義され、申請書に詳述されているすべての行為を「やめる」ことが含まれている。

この文書で重要なのは、暫定措置を示すために、裁判所はイスラエルがジェノサイド条約に違反しているかどうかを判断する必要はないということだ。その代わりに、暫定措置を講じるために必要なのは、「申し立てられた行為が……条約の規定に該当する可能性があるかどうか」であると強調している。（了）

【翻訳チェック 田中靖宏】